

群馬医療福祉大学

幼稚園教諭免許特例講座募集ガイド

「幼稚園教諭免許特例講座」は、認定こども園法の改正に伴う特例制度により、保育士の資格を持ち、所定の在職経験（3年間以上かつ4,320時間以上）を有する方が、本学で8単位を修得すれば幼稚園教諭免許状を取得することができる講座です。この講座の受講生は、社会福祉学部社会福祉学科子ども専攻の科目等履修生となります。通信制のため、スクーリング受講は必要ありません。但し、科目修了試験は本学（前橋キャンパス）にて実施します。

【Ⅳ期 入学志願書類ダウンロード】

こちらから所定用紙をダウンロードのうえ印刷し、出願してください。

【出願期間】平成28年2月29日(月)～3月11日(金)

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ 目 次 ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

1. 特例制度について
2. 出願資格について
3. 特例制度の適用期間について
4. 単位取得までの流れについて
5. 募集内容について
6. 修学期間と在籍期間について
7. 入学志願書類受付期間について
8. 修了認定の条件について
9. 開講科目、レポート提出締切日と科目修了試験日について
10. 入学諸費について
11. 出願にあたっての注意事項

1. 特例制度について

保育士資格を有する方に対する幼稚園教諭免許取得のための要件を緩和（保育士等の実務経験を評価し、幼稚園教諭免許状を取得するために必要となる単位数を軽減）することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進するための制度です。詳細は、文部科学省のホームページをご覧ください。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm)

2. 出願資格について

大学の入学資格を有し、かつ、次の基礎資格および実務経験を有することが必要です。

| 取得しようとする免許状 | 基礎資格 | 保育士としての実務経験 | 大学において修得することが必要となる最低単位数 |
|-------------|--|---|--|
| 幼稚園教諭の一種免許状 | 学士の学位を有すること（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。以下同じ。）、かつ、指定保育士養成施設を卒業していること、または、保育士試験に合格していること。 | 3年。（勤務時間の合計が4,320時間以上の場合に限る）なお、3年とは、現在の状況に係らず、過去の経験又は、平成32年3月までの経験であってもかまいません。（※） | 8単位（本学の開講科目については、9.開講科目、レポート提出締切日と科目修了試験日について参照） |
| 幼稚園教諭の二種免許状 | 指定保育士養成施設を卒業していること、または、保育士試験に合格していること（なお、高等学校を卒業しない者等には法の規定により、免許状は授与されない。（法第5条第1項第2号）） | | |

※ 次の①または②の学校・施設等における実務経験が3年以上（勤務時間の合計が4,320時間以上の場合に限る）あること。または、現在、保育士等実務経験対象の職に就いていて、平成32年3月までに要件を満たす見込みであること。実務経験は、過去のものでも構いません。すでに実務経験が3年以上（勤務時間の合計が4,320時間以上の場合に限る）ある場合、現在、保育士等実務経験対象の職に就いていなくても履修を認めます。

① 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む）において、専ら幼児の保育に従事する職員（施行規則附則第8項第1号関係）としての実務経験があること。なお、「専ら幼児の保育に従事する職員」とは、預かり保育を担当する職員や学級担任の補助職員等を想定しているものであり、幼児の保育に直接携わらない勤務は、在職年数に算入できません。

※ 国立学校、または、公立学校の教員にあっては所轄庁から、私立学校の教員にあってはその私立学校を設置する学校法人の理事長からの実務証明書の発行が必要です。ただし、実務証明書は本学特例講座出願時には必要ありません。各都道府県教育委員会に教育職員検定を申請する時までには実務証明書の発行が必要になります。

② 次の施設等で保育士としての実務経験があること。

- ・認可保育所
- ・認定こども園
- ・へき地保育所
- ・幼稚園併設型認可外保育施設

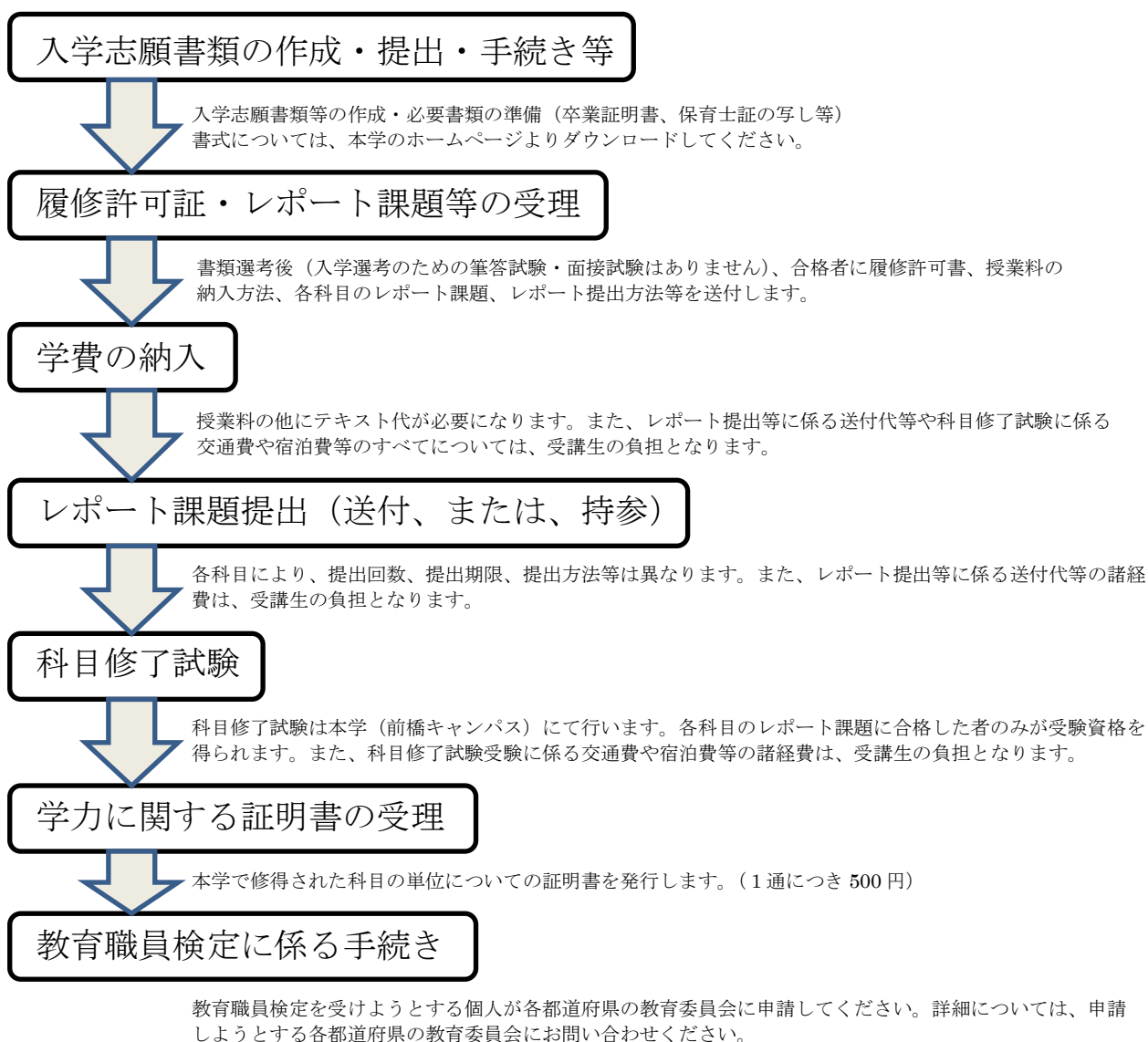
- ・認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定基準の集団により、継続的に保育を行う施設）

※ 勤務している（していた）施設の設置者からの実務証明書の発行が必要です。
ただし、実務証明書は本学特例講座出願時には必要ありません。各都道府県教育委員会に教育職員検定を申請する時までに実務証明書の発行が必要になります。

3. 特例制度の適用期間について

特例制度の適用期間は、改正認定こども園法の施行の日（平成 27 年 4 月施行予定）から 5 年間です。従って、平成 32 年 3 月までに単位を取得し、幼稚園教諭免許状の授与を受けるための手続きが必要です。

4. 単位取得までの流れについて



5. 募集内容について

| 学部・学科・専攻 | 身分 | 募集定員 |
|------------------------|--------|--------------------------------|
| 社会福祉学部 社会福祉学科 子ども専攻 | 科目等履修生 | 500名（定員に達した際には、募集を停止する場合があります） |

※提出された入学志願書類をもって書類選考し、入学を許可します。入学選考のための筆答試験・面接試験はありません。

6. 修学期間と在籍期間について

科目の出願は、1科目から全5科目まで可能です。また、科目ごとに出願時期を分けて出願することも可能です。在学期間は、1年以内とします。原則としてこの期間内にレポート課題の合格と科目修了試験に合格することで、修了認定されます。ただし、事情により修了できなかった場合は、最大で2年間まで在学期間を延長することができます。なお、継続授業料はかかりません。

7. 入学志願書類受付期間について

| 受付期間区分 | 入学志願書類受付期間 |
|--------|--|
| IV 期 | 平成 28 年 2 月 29 日 (月) ～ 平成 28 年 3 月 11 日 (金) 午後 5 時必着 |

- ※ 書類提出締切日については、余裕をもって出願してください。書類の不備等により、選考が保留となった場合には、当該期での受付ができなくなる場合があります。
- ※ 受付期間区分のV期以降は、募集定員の充足状況により、受付を停止する場合があります。募集を停止した場合には、本学のホームページにて公開します。

8. 修了認定の条件について

各科目所定のレポート課題の全てにおいて合格評価を得た上で、科目修了試験において合格評価を得ることが必要です。複数科目の履修者においては、履修科目ごとに修了認定します。

9. 開講科目、レポート提出締切日と科目修了試験日について

受付期間区分IV期において最短期間で修了する場合の日程について掲載します。事情により修了できなかった場合の日程は、平成 28 年 8 月に公開予定です。(6. 修学期間と在籍期間について参照)

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | 科目名 | 単位数 | レポート提出回数(送付、または、持参) | レポート提出期間(必着) | 科目修了試験日(※2) |
|------------------------|-------|--------------|---------------------|---|------------------------|
| 教職の意義等に関する科目 | 教職概論 | 2 単位 | 2 回 | 1 回目 平成 28 年 5 月 6 日(金)～5 月 20 日(金) 2 回目 平成 28 年 6 月 27 日(月)～ 平成 28 年 7 月 15 日(金) | 平成 28 年 8 月 28 日(日) |
| 教育の基礎理論に関する科目 | 教育社会学 | 2 単位 (※1) | 2 回 | 1 回目 平成 28 年 5 月 6 日(金)～5 月 20 日(金) 2 回目 平成 28 年 6 月 27 日(月)～ 平成 28 年 7 月 15 日(金) | 平成 28 年 8 月 28 日(日) |
| 教育課程及び指導法に関する科目 | 保育原理 | 1 単位 (※1) | 1 回 | 平成 28 年 6 月 27 日(月)～ 平成 28 年 7 月 15 日(金) | 平成 28 年 8 月 28 日(日) |
| | 教育方法論 | 2 単位 (※1) | 2 回 | 1 回目 平成 28 年 5 月 6 日(金)～5 月 20 日(金) 2 回目 平成 28 年 6 月 27 日(月)～ 平成 28 年 7 月 15 日(金) | 平成 28 年 8 月 28 日(日) |
| 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 幼児理解 | 1 単位 | 1 回 | 平成 28 年 6 月 27 日(月)～ 平成 28 年 7 月 15 日(金) | 平成 28 年 8 月 28 日(日) |

※1 教育社会学には日本国憲法の内容を含みます。保育原理には教育原理の内容を含みます。教育方法論には保育方法の内容を含みます。

※2 科目修了試験は本学(前橋キャンパス)にて行います。(4. 単位取得までの流れについて参照)

V期以降の日程については、平成 28 年 8 月に公開予定です。また、レポートの提出方法、課題について、作成にあたっての諸注意等は、入学手続き終了後、送付します。(送付に係る送付代等は受講生の負担となります)

10. 入学諸費について

群馬医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 子ども専攻の科目等履修生として、以下の諸費が必要になります。

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | 科目名 | 単位数 | 授業料 |
|------------------------|-------|-----|---------|
| 教職の意義等に関する科目 | 教職概論 | 2単位 | 10,000円 |
| 教育の基礎理論に関する科目 | 教育社会学 | 2単位 | 10,000円 |
| 教育課程及び指導法に関する科目 | 保育原理 | 1単位 | 5,000円 |
| | 教育方法論 | 2単位 | 10,000円 |
| 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 幼児理解 | 1単位 | 5,000円 |
| 合計 | | 8単位 | 40,000円 |

- ・授業料 1単位につき 5,000円
- ・入学金、入学検定料は免除します。
- ・テキスト代 テキスト代は授業料には含まれません。実費負担していただきます。
(テキスト代は後日お知らせします。)

※送付代金は授業料には含まれません。(レポート提出等、すべての送付代は受講生の負担となります。)

※上記金額は幼稚園教諭免許特例講座のみの特別料金であり、通常の群馬医療福祉大学科目等履修生制度とは異なります。

※履修期間は1年間です。ただし、最大で2年間まで履修期間を延長することができます。

1 1. 出願にあたっての注意事項

1. 受講生の位置付け（身分）

「幼稚園教諭免許特例講座」の受講生の身分は群馬医療福祉大学社会福祉学部社会福祉学科子ども専攻の「科目等履修生」となります。（5. 募集内容について参照）

2. 一部の科目単位の受講

「幼稚園教諭免許特例講座」の開講科目の修得単位は8単位設定ですが、既に関連する科目単位の修得している場合は、一部の科目単位の受講も認めます。ただし、受講が不要となる科目については教育職員検定を受けようとする個人が各都道府県の教育委員会にお問い合わせ下さい。（4. 単位取得までの流れについて参照）

3. 教員免許状が取得できない方

教員免許状の取得にあたっては、各々に欠格事項が定められています。該当がある場合は教員免許状は取得できません。

教員免許状：教育職員免許法第5条第1項第3号～7号に該当する方

3号 成年被後見人又は被保佐人

4号 禁錮以上の刑に処せられた者

5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

6号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 特例制度による「幼稚園教諭免許状」の取得について

本学にて所定の単位を修得後、各都道府県教育委員会による教育職員検定により授与されます。以下の①および②、その他各都道府県教育委員会が定める書類を添えて申請してください。なお、手続等詳細については、申請しようとする各都道府県の教育委員会にお問い合わせください。

① 実務に関する証明書（実務証明書）・・・勤務した施設等が発行

② 学力に関する証明書・・・・・・・本学で修得した科目の単位についての証明書を発行。
（1通につき500円）

お問い合わせ



学校法人 昌賢学園

群馬医療福祉大学

前橋キャンパス：社会福祉学部 幼稚園教諭免許特例講座係

〒371-0823 群馬県前橋市川曲町 191-1

TEL.027-253-0294

FAX.027-254-0294

E-MAIL tokurei@shoken-gakuen.ac.jp

